

○高岡市延長保育事業実施規則

平成27年3月31日

規則第41号

改正 平成28年3月31日規則第23号

平成29年3月24日規則第17号

平成29年3月31日規則第41号

平成30年3月30日規則第23号

令和元年9月30日規則第8号

令和2年9月29日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき実施される時間外保育(以下「延長保育」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。

(延長保育)

第3条 高岡市保育所条例(平成17年高岡市条例第99号)第2条に規定する保育所又は高岡市認定こども園条例(平成28年高岡市条例第12号)第2条で規定する認定こども園で保育されている子どもが、保育時間を超えて保育を必要とする場合は、延長保育を利用することができる。

第4条 削除

(延長保育時間等)

第5条 延長保育の保育時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育標準時間を超える延長保育時間 午後6時から午後7時まで

(2) 保育短時間を超える延長保育時間 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時まで

2 午後6時を超えて延長保育を実施する施設は、高岡市西部保育園、高岡市伏木古府保育園、高岡市戸出保育園、高岡市万葉なかよし保育園、高岡市牧野かぐら保育園、高岡市福岡あおぞらこども園とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これら以外の施設においても午後6時を超えて延長保育を実施することができる。

(延長保育の利用申込)

第6条 延長保育を利用しようとする子どもの保護者は、延長保育利用申込書(認定こども園・保育所)(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込を受けたときは、当該申込みの内容を審査し、適当であった場合は、延

長保育の利用を認めるものとする。

(延長保育料)

第7条 延長保育を利用する子どもの保護者は、延長保育時間につき、次の表に定める額(以下「延長保育料」という。)を負担するものとする。ただし、午後6時から午後7時までの延長保育を日額で利用した場合で、当該月分の延長保育料の合計額が2,500円を超えるときは月額を適用する。

延長保育時間	延長保育料	
	日額	100円
午前7時から午前8時30分まで	日額	100円
午後4時30分から午後6時まで	月額	2,500円
午後6時から午後7時まで	日額	200円

2 前項の規定にかかわらず、延長保育を利用する子どもの保護者の属する世帯が、次の各号に該当する場合には、当該子どもの延長保育料は0円とする。

- (1) 高岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則(平成29年高岡市規則第41号)別表に掲げるA階層又はB階層の階層区分に該当する場合
- (2) 延長保育を利用する子どもに係る教育・保育給付認定保護者の市町村民税合算額が0円である場合
- (3) 延長保育を利用する子どもに係る教育・保育給付認定保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合

3 延長保育料は、利用した日の属する月ごとに、市長が指定する日までに納入するものとする。

4 市長は、延長保育を利用する子どもの保護者が特別の事情により納期までに延長保育料を納入することが困難であると認めるときは、当該納期を延長することができる。

5 既に納められた延長保育料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

(延長保育料の減免)

第8条 市長は、別に定めるところにより、延長保育料を減額し、又は免除することができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第23号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日規則第17号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第41号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日規則第8号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年9月29日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。